

ならしのこどもを守る地域ネットワーク設置要綱

平成20年3月31日告示第70号

改正 平成24年3月30日告示第99号

改正 平成28年5月2日告示第111号

改正 平成30年4月17日告示第112号

改正 平成31年3月7日告示第54号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2第1項に基づき、地域における要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)の早期発見及び子ども虐待等の防止並びに適切な保護又は要支援児童(法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。)若しくは特定妊婦(法第6条の3第5項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。)への適切な支援を図るため関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)が連携し、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)に対し適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置する。

(平24告示99・一部改正)

(名称)

第2条 要保護児童対策地域協議会の名称は、ならしのこどもを守る地域ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)とする。

(業務)

第3条 ネットワークは、法第25条の2第2項に規定するもののほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童虐待について情報交換並びに関係機関の連携及び協力に関すること。
- (2) 児童虐待防止に関する広報・啓発活動に関すること。
- (3) その他ネットワークの設置目的を達成するために必要な活動

(構成)

第4条 ネットワークは、別表第1に掲げる関係機関により構成する。

2 ネットワークに会長及び副会長を各1名置き、会長は代表者会議の委員の互選により定める。

3 会長は、ネットワークを代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長は、必要に応じ、関係機関・団体の代表者等の出席を求めることができる。

(組織等)

第5条 ネットワークは、代表者会議及び実務者会議並びに個別支援会議によって組織する。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、ネットワークの構成機関等を代表する者又は代表者から推薦された者若しくは推薦された職にある者をもって構成し、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次に掲げる事項を協議する。

(1) 要保護児童等の支援についてネットワーク全体に関すること。

(2) ネットワークの年間の活動方針の策定に関すること。

(3) 児童虐待防止対策を推進するための啓発活動に関すること。

(4) その他ネットワークの設置目的を達成するために必要な事項

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 代表者のうち各機関の役職にあるものについては、その職にある期間とする。

5 代表者会議は、会長が招集し、議長となる。

6 委員が代表者会議に出席することができない場合は代理の者が出席することができる。

(平24告示99・一部改正)

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、ネットワークの構成機関のうち別表第2に掲げる各課

及び組織の長又は各課及び組織の長から指名された者で構成し、要保護児童等の総合的な把握を行い、児童虐待防止対策及び要保護児童等の支援対策の充実を図るため、次に掲げる事項を協議する。

(1) 要保護児童等の実態把握及び情報交換に関すること。

(2) 要保護児童等の支援及び支援計画に関すること。

(3) その他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 実務者会議に座長及び副座長を置き、座長はこども部長、副座長は子育て支援課長の職にある者をもって充てる。

3 実務者会議は、座長が必要に応じて招集し、座長がこれを主宰する。

4 座長は、特に必要であると認めるときは、別表第1に定める関係機関の所属職員を実務者会議に召集することができる。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときはその職務を代理する。

(平24告示99・一部改正)

(個別支援会議)

第8条 個別支援会議は、個別の要保護児童等について別表第1に掲げる関係機関のうち直接かかわりを有する担当者等で構成し、個別の要保護児童等に関する具体的な支援内容を検討するため必要に応じて開催し、次に掲げる事項を協議する。

(1) 要保護児童等の状況の把握及び問題点の確認に関すること。

(2) 要保護児童等に係る援助及び支援計画の検討に関すること。

(3) 要保護児童等に対する支援方法の確立及び担当者の役割分担の決定並びにこれらについて担当者間の共通の認識の確保に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、個別支援会議の設置目的を達成するために必要な事項

(要保護児童対策調整機関の指定)

第9条 市長は、法第25条の2第4項の規定により要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)として、習志野市こども部子育て支援課を指定する。

(要保護児童対策調整機関の業務)

第10条 調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) ネットワークの事務の総括及び庶務に関すること。

(2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。

(関係機関等への協力要請)

第11条 ネットワークは、法第25条の3の規定によりネットワークの運営目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、ネットワークの構成機関以外の関係機関等に協力を要請し、意見を徴収することができる。

2 ネットワークは、個人情報保護に配慮しなければならない。

(守秘義務)

第12条 ネットワークの構成員及び協力要請を受けた関係機関等は、正当な理由なくネットワークの職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、それぞれの会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第99号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月2日告示第111号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成30年4月17日告示第112号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成31年3月7日告示第54号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1(第4条第1項、第7条第4項)(平24告示99・一部改正)(平28告示111・一部改正)(平30告示112・一部改正)(平31告示54・一部改正)

| | |
|--------------------------------------|---|
| <p>国又は地方公共団体の機関 (法第25条の5第1号)</p> | <p>千葉県中央児童相談所 千葉県習志野健康福祉センター 千葉県習志野警察署 生活安全課 習志野市政策経営部 習志野市協働経済部 習志野市健康福祉部 習志野市こども部 習志野市教育委員会学校教育部 習志野市教育委員会生涯学習部 習志野市立小・中学校長会 習志野市消防本部 警防課</p> |
| <p>法人等 (法第25条の5第2号)</p> | <p>習志野市医師会 習志野市歯科医師会 習志野市社会福祉協議会 習志野市私立幼稚園協会 弁護士</p> |
| <p>その他関係機関 (法第25条の5第3号)</p> | <p>中核地域生活支援センター 習志野市民生委員・主任児童委員協議会 千葉人権擁護委員協議会(習志野支部会)</p> |

別表第2(第7条第1項)(平24告示99・一部改正)(平28告示111・一部改正)(平30告示112・一部改正)(平31告示54・一部改正)

| | |
|---------|---|
| 中央児童相談所 | 調査課(児童福祉司) |
| 習志野警察署 | 生活安全課 |
| 協働経済部 | 男女共同参画センター |
| 健康福祉部 | 健康支援課 生活相談課 障がい福祉課 |
| 学校教育部 | 指導課 総合教育センター 市立小・中学校長会 |
| 生涯学習部 | 青少年センター |
| こども部 | こども部(部長) こども保育課 市立幼稚園・こども園長会 市立保育所長・室長会 子育て支援課 児童育成課 ひまわり発達相談センター |